防　火　管　理

防火管理制度は、防火管理について誰がどのように実施するのかを定めた消防法第８条第１項の規定が基本条文となっています。一定の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を実施させなければなりません。本消防組合においても、防火管理業務の強化に重点を置き、防火管理者資格付与講習会を実施し、防火管理業務の指導に努めています。

また、夜間等における防火管理体制を確立し、災害発生時に的確な対応ができるよう国から示されたマニュアルに基づき訓練指導を行っています。

１　防火管理に関する講習会実施回数及び修了証交付状況

	実施回数	修了証交付状況
令和３年度まで	108	10,561
令　和　４　年　度	5	143
令　和　５　年　度	5	120
令　和　６　年　度	3	86
令　和　７　年　度	3	111
総　　計	124	11,021

※　講習会はすべて甲種

2　防火管理者選任届出状況及び消防計画届出状況

（令和８年４月１日現在）

用途（令別表）		区分／総計	必要対象物 計	必要対象物 守口	必要対象物 門真	選任（届出）対象物 計	選任（届出）対象物 守口	選任（届出）対象物 門真	消防計画届出対象物 計	消防計画届出対象物 守口	消防計画届出対象物 門真	選任（届出）率(%)
		総計	2,842	1,472	1,370	2,641	1,352	1,289	2,355	1,181	1,174	92.9
1	イ	劇場・観覧場等	4	2	2	4	2	2	4	2	2	100.0
	ロ	公会堂・集会場	108	48	60	97	43	54	93	42	51	89.8
2	イ	キャバレー・カフェー等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	11	6	5	11	6	5	11	6	5	100.0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニ	カラオケボックス等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
3	イ	待合・料理店等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飲食店	107	56	51	97	47	50	87	43	44	90.7
4		百貨店・マーケット等	195	86	109	187	80	107	160	65	95	95.9
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	16	6	10	16	6	10	16	6	10	100.0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	528	276	252	484	249	235	424	219	205	91.7
6	イ(1)	特定診療科名を有する病院等	2	—	2	2	—	2	2	—	2	100.0
	イ(2)	特定診療科名を有する有床診療所等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
	イ(3)	(1)以外の病院・(2)以外の有床診療所等	16	11	5	16	11	5	16	11	5	100.0
	イ(4)	無床診療所・無床助産所	22	12	10	21	11	10	18	8	10	95.5
	ロ(1)	老人短期入所施設・有料老人ホーム等	145	76	69	142	73	69	133	64	69	97.9
	ロ(2)	救護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(3)	乳児院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(4)	障害児入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(5)	障害者支援施設・共同生活援助施設等	11	8	3	11	8	3	10	8	2	100.0
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等	32	19	13	31	19	12	28	16	12	96.9
	ハ(2)	更生施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	71	46	25	70	45	25	65	40	25	98.6
	ハ(4)	児童発達支援センター等	2	2	—	2	2	—	2	2	—	100.0
	ハ(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設等	12	9	3	12	9	3	12	9	3	100.0
	ニ	幼稚園・特別支援学校	26	15	11	26	15	11	25	14	11	100.0
7		小学校・中学校・高等学校等	170	111	59	160	102	58	139	83	56	94.1
8		図書館・博物館等	3	—	3	3	—	3	3	—	3	100.0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	14	7	7	14	7	7	11	5	6	100.0
10		車両の停車場等	1	1	—	1	1	—	1	1	—	100.0
11		神社・寺院・教会等	21	14	7	20	13	7	20	13	7	95.2
12	イ	工場・作業場	146	64	82	136	60	76	122	53	69	93.2
	ロ	映画スタジオ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	イ	自動車車庫・駐車場	67	45	22	67	45	22	60	38	22	100.0
	ロ	飛行機の格納庫等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14		倉庫	138	40	98	134	38	96	125	32	93	97.1
15		前各項に該当しない事業場	363	210	153	347	200	147	334	191	143	95.6
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	511	246	265	448	216	232	371	176	195	87.7
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	92	52	40	74	40	34	55	30	25	80.4
17		重要文化財等	2	2	—	2	2	—	2	2	—	100.0

※ ［　　］は特定防火対象物（特防）

※ 消防法第８条に該当する防火対象物数であるもの

火災予防のための広報活動

火災の発生を防止することは、消防機関の使命であり、被害を最小限に軽減するためには、地域住民の防災意識の高揚や協力を得ることは不可欠です。そのためにも地域に密着した広報活動を効果的に行うことが必要であるといえます。

「火災による死者ゼロ」をスローガンに掲げ、住宅防火診断、消防訓練、防火管理講習会等を通して住宅用火災警報器の設置指導を強化します。さらに火災予防運動、危険物安全週間、各種行事やイベントをはじめ、ＳＮＳ・ホームページ・日刊紙・専門紙・両市広報紙等の広報媒体を活用し、市民の認識と理解を深めるとともに、幼年消防クラブや施設見学を通じ子供たちへの正しい火の取扱いや命の大切さなどを指導し、積極的な広報を展開します。

令和７年度防火ポスター

1　予防広報実施状況

（令和７年度）

広報活動状況

種別	回数	参加人員	参加職員
巡回広報	99	－	343
防火教室等	－	－	－
防火キャンペーン	5	－	30
音楽隊活動	8	－	164
幼年消防クラブ活動	8	648	21
消防訓練等の指導	400	43,019	1,700
消防施設見学	40	1,965	145

消防情報の提供

区分／情報提供先	計	火災予防	消防訓練	救急救助	統計	表彰	その他
守口記者クラブ	1	1	－	－	－	－	－
広報もりぐち	31	10	1	7	2	－	11
広報かどま	31	10	1	7	2	－	11
専門誌（紙）等	2	1	－	－	－	－	1

資料配布部数

項目	部数
防火ポスター	2,500枚
ポケットティッシュ	1,500個
消防自動車名前シール	1,000枚
消防カード（６種類）	各500枚
住宅用火災警報器チラシ	2,600枚

作成広報配布物

項目	部数
消防カード（６種類）	各1,000枚
消防シール（６種類）	各1,000枚
住宅用火災警報器チラシ	15,000枚
感震ブレーカーチラシ	15,000枚
リチウムイオン蓄電池チラシ	15,000枚

2　消 防 音 楽 隊

火災予防行政の一役として、消防の諸式典をはじめ各種行事に出場し、演奏活動を通じて広く市民に接し、火災予防を呼びかけるとともに、市民の防火思想の普及高揚に努めています。

隊 員 数　（令和８年４月１日現在）

階　級	消防司令長	消 防 司 令	消防司令補	消 防 士 長	消防副士長	消　防　士	総　　数
人　数	1	2	7	14	1	6	31

編　　成

パ　ー　ト	人　数
隊　　長	1
副　隊　長 （パーカッション兼務）	1
指　揮　者	1
フルート・ピッコロ	3
クラリネット	4
サ　ッ　ク　ス	4
トランペット	3
トロンボーン	3
ホ　ル　ン	3
ユーフォニウム	2
チ　ュ　ー　バ	2
パーカッション	4
合　　計	31

年齢構成

年　　齢	人　　数
18歳　～　25歳	6
26歳　～　30歳	5
31歳　～　35歳	3
36歳　～　40歳	5
41歳　～　45歳	4
46歳以上	8

出場演奏回数　（令和７年度）

消　防　式　典　関　係	1
各　種　式　典　等	3
諸　行　事　関　係　等	6
計	10